

新可燃物処理施設整備事業に関する 説明会資料

- 環境保全に配慮した万全な保全対策を講じます。
- 安全かつ安定的な処理を行います。
- 災害時には地域住民の緊急避難場所としての機能を備えます。

- 資源の有効利用として発電を行います。
- 環境教育、環境活動の拠点として、地域が誇りに思える施設を目指します。



目次

1.可燃物処理施設の現状及びこれまでの経過.....	1
(1) 鳥取市が設置・管理している可燃物処理施設の概要.....	1
(2) ごみ処理広域化計画.....	2
(3) 新可燃物処理施設建設候補地の主な選定理由.....	3
2.環境影響評価.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 環境保全計画及び事故防止対策等.....	4
(3) 大気中のダイオキシン類.....	5
(4) 煙突排ガスの排出によるダイオキシン類の予測濃度（年平均値）.....	5
(5) 煙突排ガス排出によるダイオキシン類濃度の長期予測図.....	6
(6) 国内におけるダイオキシン発生量の推移.....	7
3.新可燃物処理施設整備計画.....	8
(1) 5つの基本方針.....	8
(2) 焼却処理対象物.....	8
(3) 施設の概要.....	9
(4) 事業実施方式.....	9
4.先進地の可燃物処理施設.....	10
5.地域振興.....	12
6.裁判の経過.....	13
7.その他.....	14
これまでの主な経過.....	14

1.可燃物処理施設の現状及びこれまでの経過

(1) 鳥取市が設置・管理している可燃物処理施設の概要

現在、東部圏域にある可燃物処理施設は4施設あり、いずれも鳥取市が設置・管理を行っています。しかし、いずれの施設も老朽化が進行しており、新しい可燃物処理施設の整備は東部圏域の喫緊の課題となっています。

施設名	施設規模	処理方式	竣工年月	経過年数 (H27年度末)
神谷清掃工場	270t/日	ストーカ方式 全連続炉	H4年1月	24年
国府町クリーンセンター	12t/8h	ストーカ方式 バッチ炉	H9年4月	18年
レインボーふくべ	5t/8h	同上	H10年4月	17年
ながおクリーンステーション	25t/8h	同上	H6年4月	21年

※) 全連続炉：24時間連続して焼却を行う炉

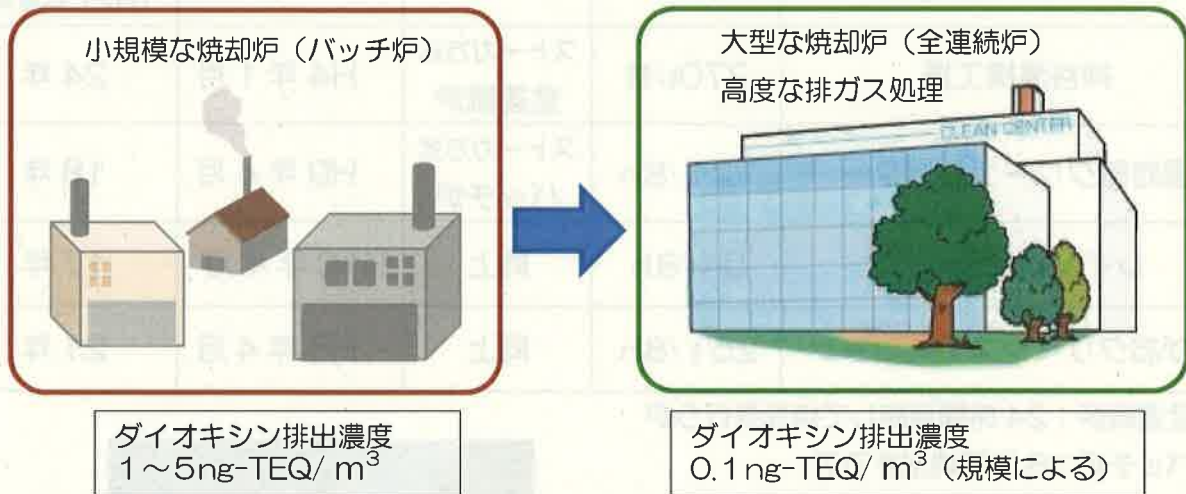
※) バッチ炉：8時間焼却する炉



(2) ごみ処理広域化計画

「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月)旧厚生省

- ダイオキシン排出削減対策(排出ガス対策)
- 今後、建設される焼却炉は原則として全連続炉とする。
- 小規模な焼却炉を集約化し、市町村の範囲を越えた広域的な処理を推進。



※ng (ナノグラム) とは 10 億分の1 グラムのことです。

「ごみ処理広域化実施計画」(平成13年3月)

- 可燃物処理施設は、運搬効率や環境負荷の分散化の観点から千代川を境とし、東西に1カ所ずつ配置する。
- 施設規模は、東エリア 130 t/日、西エリア 240 t/日とする。

「可燃物処理施設整備検討委員会」第1次報告書(平成18年2月)

- 鳥取県東部地域に建設する可燃物処理施設は1施設、施設規模は、概ね360 t/日が適当である旨が報告される。

「鳥取県東部広域行政管理組合正副管理者会議」(平成18年4月)

- 鳥取県東部地域に建設する可燃物処理施設は1施設、施設規模は、概ね360 t/日とする。
- 鳥取市河原町国英地区の工業団地予定地の南側隣接地を建設候補地とする。

「ごみ処理広域化実施計画」改訂版を策定する。(平成18年8月)

(3) 新可燃物処理施設建設候補地の主な選定理由

(1) 位置

東部圏域のほぼ中心に位置し、収集運搬効率が高いこと。

(2) 道路網の整備状況

鳥取自動車道と河原インター線に近接しており、その整備により交通アクセスが容易になり、ごみ収集車は一般生活道路の通行を必要としないこと。

(3) 土地の状況

予定地の土地の形状が、なだらかな丘陵地で土地造成が容易であること。
活断層が事業区域から5km以内に存在しない地点であること。



(計画事業区域周辺 航空写真)

2.環境影響評価

(1) 目的

開発事業の内容が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表するとともに住民の皆様や県知事等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくものです。

(2) 環境保全計画及び事故防止対策等

①大気汚染防止対策

施設は、最新の排ガス処理技術を採用し、法規制よりも厳しい目標値を達成できる施設とするとともに、排ガスの常時監視装置を設置し、排ガス濃度が目視で確認できるようにします。



②悪臭防止対策

施設における収集車の入口・出口にはエアカーテンを設置する等、臭気が漏れないよう対策します。

③騒音・振動防止対策

ごみ収集車両を騒音の少ないハイブリッド化を推進するとともに、運行管理等を行うことにより車両の集中を避け、騒音・振動を減らします。



④水質汚濁防止対策

施設内で発生する排水は施設内で再利用することを基本とし、余った水については、集落排水施設に排水できるように処理を行ってから排水します。

⑤交通安全対策

ごみ収集車両等の交通経路は、主要幹線道路の走行を基本とし、児童の登校時間帯及び歩行者の横断等に十分注意するよう交通安全教育を行います。

⑥緊急時の対策

地震等緊急事態が発生した際には、速やかに炉が自動停止する安全装置を設置するとともに、消防法に準じて各種検知装置や消火設備を設置します。

(3) 大気中のダイオキシン類

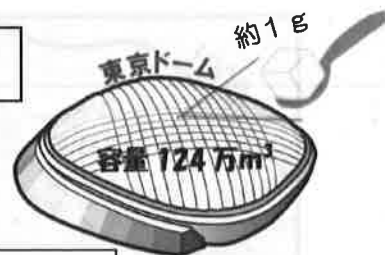
表1 ダイオキシン類に係る環境基準（大気）

環境基準値	年間平均値が 0.6pg-TEQ/ m ³ 以下であること。
-------	---

※pg（ピコグラム）とは、1兆分の1グラムのことです。

（東京ドーム一杯分の水に1gの角砂糖1個を溶かした状態です。）

※TEQとは、ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のことです。



ダイオキシン類	①実測値	②毒性等価係数	③毒性等量
ダイオキシンA（毒性が最も高い）	0.6	1	0.6
ダイオキシンB	2.0	0.4	0.8
ダイオキシンC	3.0	0.2	0.6
ダイオキシン類 毒性等量 合計			2.0

表2 鳥取保健所における大気中のダイオキシン類の測定結果（過去5年間）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/m ³)				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
鳥取保健所	0.010	0.012	0.011	0.013	0.011

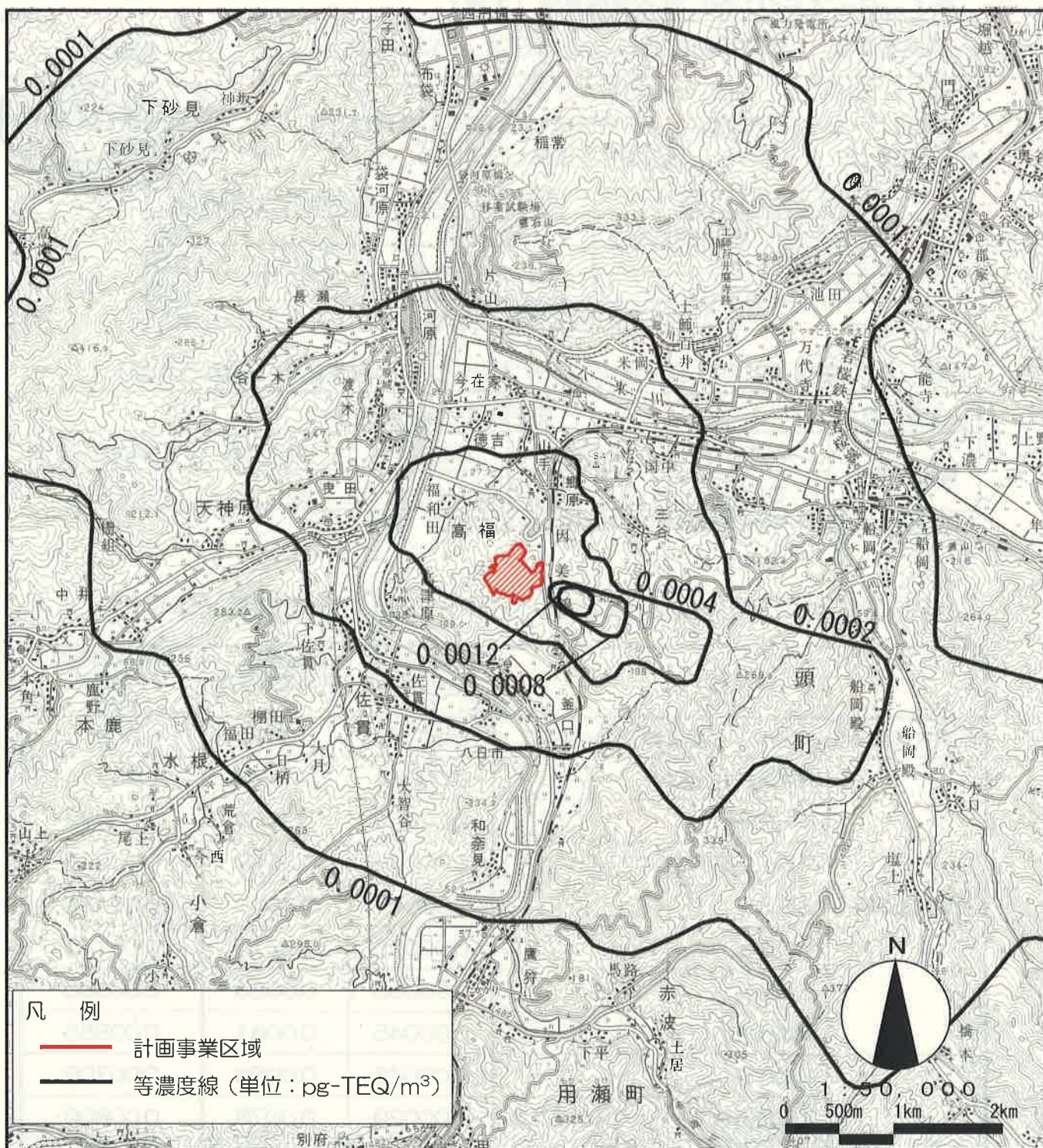
出典)「平成25年度ダイオキシン類常時監視結果報告書」(平成26年8月 鳥取県)

(4) 煙突排ガスの排出によるダイオキシン類の予測濃度（年平均値）

予測地点		施設から排出される予測濃度 (A)	現況調査による実測濃度 (B)	施設稼働後の予測濃度 (A+B)
最大着地濃度出現地点（東南東側560m地点）		0.00141	0.0066	0.00801
現地調査地点	河原町総合運動場	0.00054	0.0066	0.00714
	福和田地区	0.00052	0.0088	0.00932
	郷原・上山手地区	0.00046	0.0078	0.00826
	徳吉地区	0.00041	0.0079	0.00831
	釜口地区	0.00025	0.0072	0.00745
	三谷地区	0.00030	0.0055	0.00580
	高津原地区	0.00045	0.0081	0.00855
要配慮施設	直近民家	0.00046	0.0066	0.00706
	特別養護老人ホーム河原あすなろ	0.00029	0.0078	0.00809
	河原第一小学校	0.00027	0.0079	0.00817
	河原中学校	0.00035	0.0088	0.00915
	散岐保育園	0.00019	0.0072	0.00739

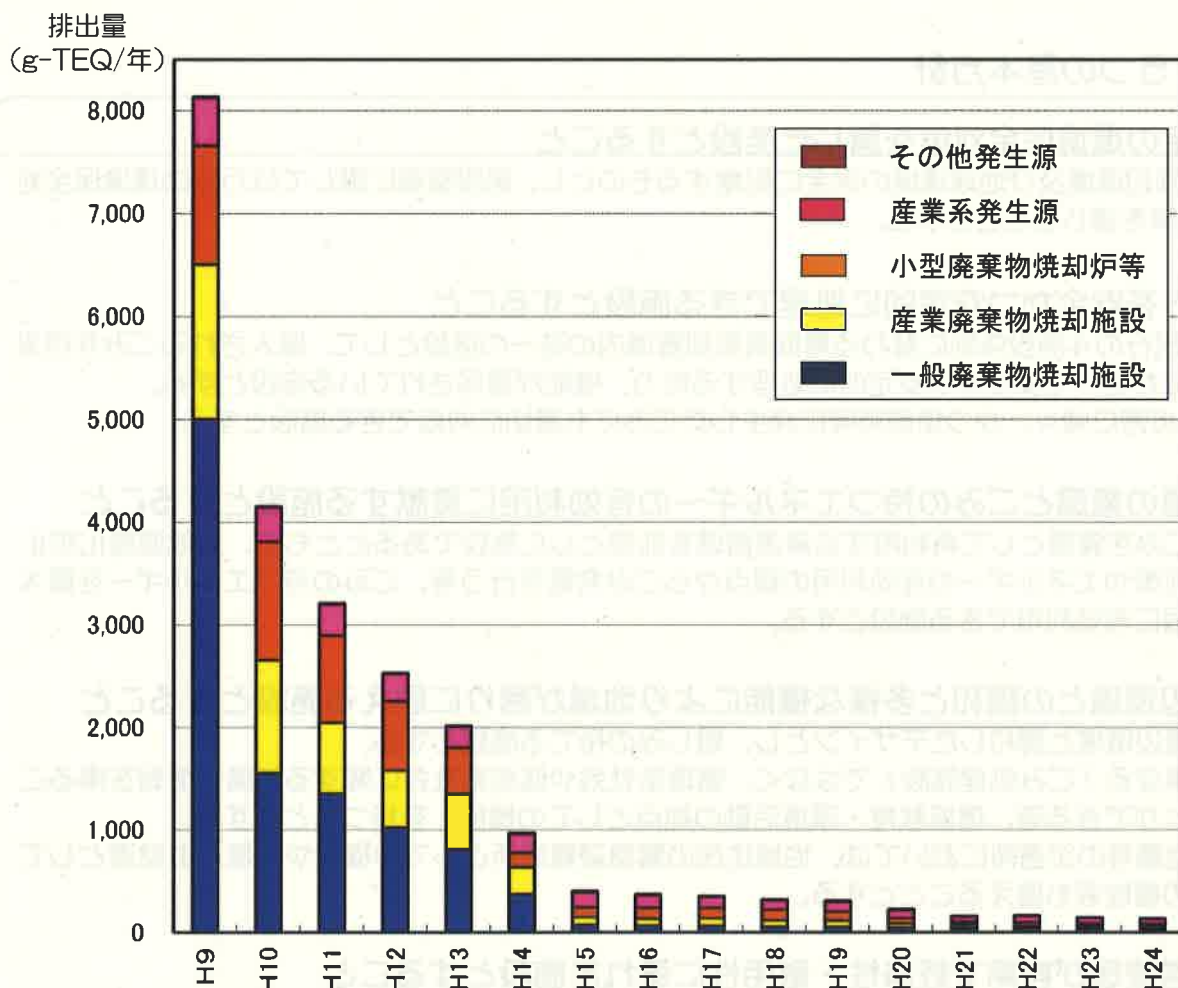
[単位: pg-TEQ/m³]

(5) 煙突排ガス排出によるダイオキシン類濃度の長期予測図



この地図は、国土地理院発行の「5万分の1地形図（鳥取南部）（若桜）」を使用したものです。

(6) 国内におけるダイオキシン発生量の推移



出典：ダイオキシン類の排出量の目録（H26.3 環境省）

国内におけるダイオキシン類排出総量は、平成 9 年（8,135g-TEQ/年）から平成 24 年（137g-TEQ/年）にかけて、98%以上減少しています。

このうち、一般廃棄物焼却施設に係る排出量は平成 9 年（5,000g-TEQ/年）から平成 24 年（31 g-TEQ/年）にかけて、約 99%以上削減しています。

<参考>

可燃物処理施設におけるダイオキシン類測定結果（H26 年度）

施設名	基準値	1号炉	2号炉	3号炉
京都市北部クリーンセンター (竣工：平成 19 年、処理能力：400 t/日)	0.1ng-TEQ/m ³	0.0000095	0.0000051	—
米子市クリーンセンター (竣工：平成 14 年、処理能力：270 t/日)	1.0ng-TEQ/m ³	0.0019	0.0019	0.00027
神谷清掃工場（鳥取市） (竣工：平成 4 年、処理能力：270 t/日)	1.0ng-TEQ/m ³	0.0575	0.0875	—

※ng（ナノグラム）とは 10 億分の 1 グラムのことです。

3.新可燃物処理施設整備計画

(1) 5つの基本方針

①万全の環境保全対策を講じた施設とすること

- ・周辺環境及び地球環境の保全に配慮するものとし、施設整備に際しては万全の環境保全対策を講じることとする。

②ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること

- ・現行の4施設体制に替わる鳥取県東部圏域内の唯一の施設として、搬入されるごみを将来にわたって安全かつ安定的に処理する能力、機能が確保されている施設とする。
- ・災害に強く、かつ災害時等に発生したごみにも適切に対応できる施設とする。

③資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献する施設とすること

- ・ごみを資源として再利用する資源循環を前提とした施設であるとともに、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点からごみ発電を行う等、ごみの持つエネルギーを最大限に有効利用できる施設とする。

④周辺環境との調和と多様な機能により地域が誇りに思える施設とすること

- ・周辺環境と調和したデザインとし、親しみの持てる施設とする。
- ・単なる「ごみ処理施設」ではなく、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができる等、環境教育・環境活動の拠点としての機能を持つこととする。
- ・地震等の災害時においては、地域住民の緊急避難場所としての機能や、電力供給源としての機能等も備えることとする。

⑤運営管理が容易で経済性・耐用性に優れた施設とすること

- ・運転操作やメンテナンスが容易であり、かつ、建設、運営管理、最終処分にかかる全体経費が低減された施設とする。
- ・長寿命化を考慮した施設とする。

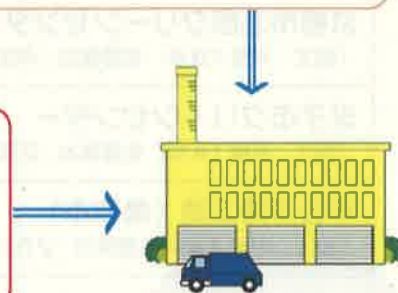
(2) 焼却処理対象物

現在も焼却処理を行っているもの

- ① 収集可燃ごみ・・・ 家庭から排出される可燃ごみ
- ② 事業系可燃ごみ・・・ 事業所などから排出される可燃ごみ
- ③ 直搬可燃ごみ・・・ 家庭や事業所から、直接施設へ搬入される可燃ごみ
- ④ し渣・・・・・・ し尿処理施設で回収されるし尿及び浄化槽汚泥等の夾雑物
※夾雑物(きょうざつぶつ)とは・・・汚泥等の中に含まれる可燃性のごみ。

新しく焼却の対象としたもの

- ⑤ 軽量残渣・・・「リファーレンいなば」で発生する可燃性ごみ
- ⑥ 災害ごみ・・・台風、大雨、地震等の災害に伴い発生する可燃ごみ



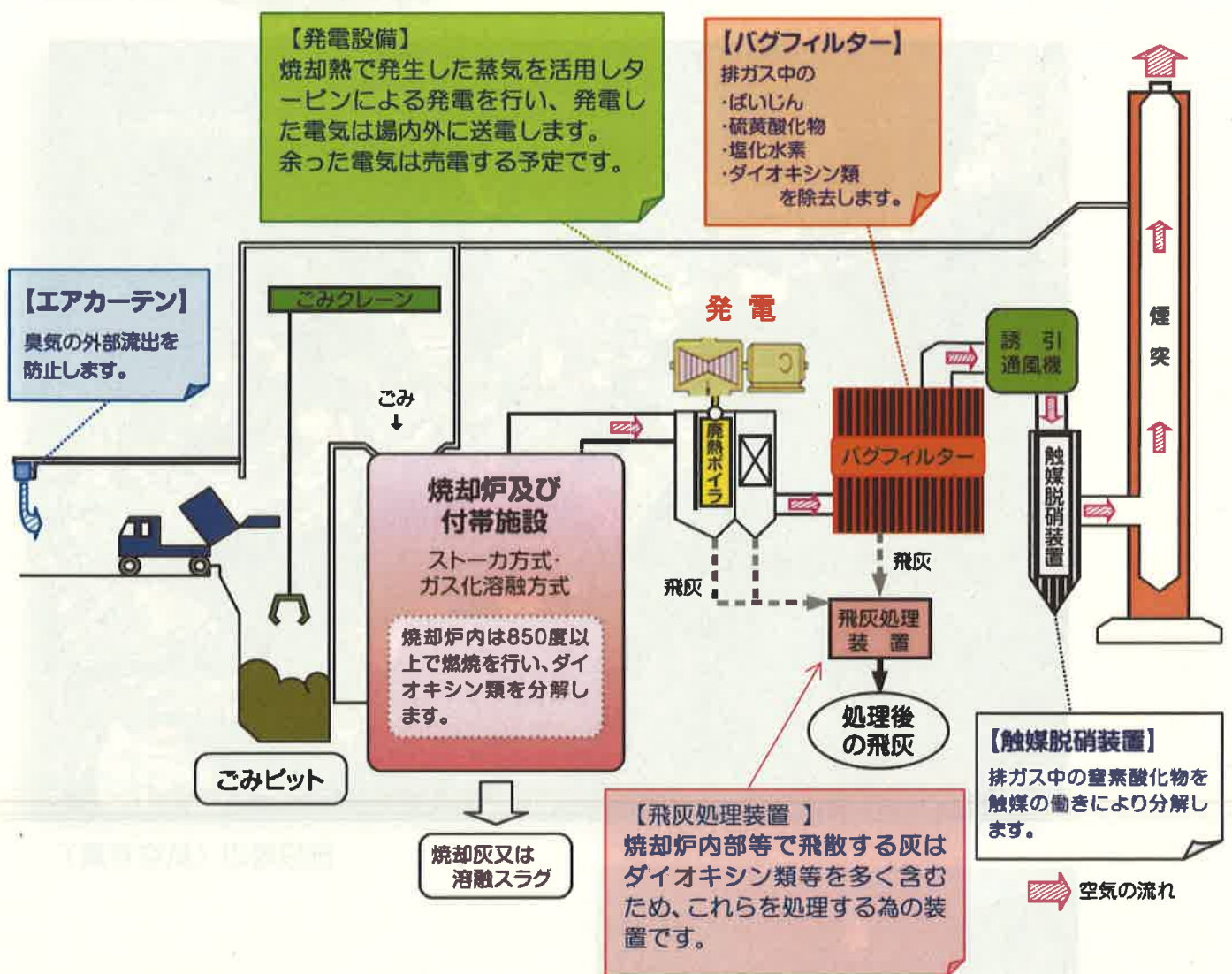
(3) 施設の概要

処理方式・・・ストーカ方式
 シャフト式ガス化溶融方式
 流動床式ガス化溶融方式
 の3種類の処理方式を現在のところ選考評価の対象としています。

施設規模・・・1日当たり 240t **炉数**・・・2炉構成 (120 t ×2 炉)

焼却炉の種別・・・全連続式焼却施設 (24 時間連続して焼却を行う炉)

【施設イメージ】



(4) 事業実施方式

施設の運営管理は、包括的かつ長期的に民間に委託する公設/民営 (建設・運営一括発注方式) を採用します。

(鳥取県東部広域行政管理組合の職員を配置し、責任ある運営体制をとります。)

4.先進地の可燃物処理施設

(京都市北部クリーンセンター)



施設周辺 (航空写真)



施設外観 (住宅街より撮影)

京都市北部クリーンセンターの概要

施設名：京都市北部クリーンセンター
 所在地：京都市右京区梅ヶ畑高鼻 27 番地
 竣工：平成 19 年 1 月
 焼却能力：400t/日 (200t/24H 2基) ストーカ方式
 発電能力：8,500kw (最大)



中央制御室



排ガス表示装置

啓発展示室



ステージビューシアター



発電システム掲示板



学習コーナー



壁面のステンドグラス

5.地域振興

➤ 対象地域

- 地権者集落
- 国英地区の各集落

➤ 地域活性化事業の実施に対する助成及び支援

● ハード事業

例) 広場整備、LED防犯灯の設置、有線放送の改修等に対する助成

● ソフト事業

例) 集落が取り組む防災、安全対策等に対する支援



広場整備



LED防犯灯の設置



有線放送の改修



ホース格納庫の改修

6.裁判の経過

●平成 23 年 10 月 19 日

地権者集落の内 1 集落が、鳥取地方裁判所に「ゴミ焼却施設建設差止請求」の訴状を提出する。

●平成 23 年 12 月～平成 26 年 7 月

「ゴミ焼却施設建設差止請求」訴訟に係る第 1 回～第 18 回口頭弁論が開催される。

●平成 26 年 9 月 17 日

「ゴミ焼却施設建設差止請求」訴訟に係る「和解協議」が開催されたが、原告側と本組合の主張が折り合わず、和解は打ち切りとなる。

●平成 26 年 11 月 26 日

「ゴミ焼却施設建設差止請求」訴訟に係る第 19 回口頭弁論が開催され、結審となる。

●平成 27 年 3 月 25 日

「ゴミ焼却施設建設差止請求」訴訟において、鳥取地方裁判所より「原告の請求を棄却する」旨の判決が言い渡される。

●平成 27 年 4 月 3 日

地権者集落の内 1 集落が、広島高等裁判所松江支部に「ゴミ焼却施設建設差止請求」の控訴状を提出する。

●平成 27 年 7 月 22 日

「ゴミ焼却施設建設差止請求」控訴に係る第 1 回口頭弁論が開催され、結審となる。

(判決日：平成 27 年 10 月 21 日)

7.その他

これまでの主な経過

○平成 18 年 4 月

国英地区部落長会に本組合管理者並びに副管理者 4 名が出席し、国英地区の工業団地予定地隣接地を新可燃物処理施設の建設候補地とした環境影響評価（事前調査）の実施を要請する。

○平成 19 年 3 月～8 月

国英地区の 8 集落より反対署名簿、1 集落より反対上申書が提出される。

○平成 20 年 6 月～7 月

国英地区の各集落で説明会及び意見交換会を開催する。

○平成 21 年 4 月

八頭環境施設組合は、国英地区の部落長に、クリーンセンターやずの操業停止に伴うごみの受け入先及びその方法について説明。併せて、本組合が新可燃物処理施設建設予定位置について説明する。

○平成 22 年 2 月

地元住民で構成する「国英地区ごみ焼却場建設反対協議会」が設立される。

○平成 22 年 6 月

環境影響評価の現況調査を開始する。

各市町議会において「可燃物処理施設建設に関する決議」が議決される。

○平成 23 年 9 月

環境影響評価に係る現況調査が終了する。

○平成 23 年 10 月

地権者集落の内 1 集落が、鳥取地方裁判所に「ゴミ焼却施設建設差止請求」の訴状を提出する。

○平成 25 年 11 月

環境影響評価書に対して、鳥取県知事より「環境保全の見地からの修正の必要が認められない」旨の通知が出される。

○平成 25 年 12 月

地権者集落 5 集落による「可燃物処理施設地権者集落協議会」が立ち上げられる。

「新可燃物処理施設整備計画」を策定する。

○平成 26 年 3 月

地権者集落 5 集落から建設同意書が提出される。

○平成 26 年 4 月

鳥取市において新可燃物処理施設の都市計画決定が告示される。

○平成 27 年 3 月

「ゴミ焼却施設建設差止請求」訴訟において、鳥取地方裁判所より「原告の請求を棄却する」旨の判決が言い渡される。

○平成 27 年 4 月

地権者集落の内 1 集落が、広島高等裁判所松江支部に「ゴミ焼却施設建設差止請求」の控訴状を提出する。

○平成 27 年 7 月

「ゴミ焼却施設建設差止請求」控訴に係る第 1 回口頭弁論が開催され、結審となる。